

決裁区分	部長	課長	課長代理	担当	起案	分類	0・2・4
丙	栗原	志村	志村	久保谷	石原	起案	27・11・26
						決裁	27・11・27
						施行	・

## 秦野市公共施設再配置計画推進会議開催結果

会議名	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 本部会						
	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 27 年度 第 5 回 公共施設使用料見直し プロジェクトチーム						
	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 公共施設使用料見直し ワーキンググループ						
開催日時	平成 27 年 11 月 25 日 (水) 午後 4 時 0 分 ~ 午後 5 時 0 分						
開催場所	3 A 会議室						
出席者	くらし安心部長		福祉部長		教育部長		
	政策部長(チームリーダー)						
	事務局	公共施設再配置推進課長			公共施設再配置推進課主査		
議 題	1 低利用時間帯の有効活用に関する提案の募集について						
	2 その他						
配付資料	資料 1 低利用時間帯の有効活用に関する提案の募集について (案)						
	資料 2 低利用時間帯の有効活用に関する対話の概要						
	資料 3 有料・無料の区分見直し案						
会 議 結 果							
【議題 1】低利用時間帯の有効活用に関する提案の募集について							
<p>① 11月1日から16日までの期間で「公共施設の低利用時間帯の有効活用に関する提案」を募集したところ、4者からの提案があり、18日に施設所管課同席のもと、対話（提案内容に関するヒアリングと意見交換）を行った（資料2）。対話に基づき、利用者募集要項案（資料1）を作成した。提案募集時からの修正点は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・曲松児童センター1階の遊戯室について、現在、夜間の開放をしておらず、一般利用者への影響がないことから、新たに対象施設とする。</li> <li>・各部屋の管理運営費以上となる使用料を設定するが、保健福祉センター第2会議室については、市場性（利用者にとっては、使用料が高額だと民間施設の賃借の方が安いという判断になる）を考慮して、管理運営費を下回る額とするが、減価償却費が高いため、本市の財源負担が直接増加するものではない。</li> </ul> <p>② 利用者の決定にあたって、審査の基準はどこにあるのか。 ⇒募集要領の「利用の内容」の各号が基準になる。</p> <p>③ 「利用の内容」の中で、「公共施設の持つ高規範性に反しない」とは何か。 ⇒当然のことながら、公共施設で事業を行う以上は、事業者の信用性は高まる。公共施設の持つ役割を認識していただいた上で、常識や品格を汚さないような自主規制的な要素という認識である。</p> <p>④ 対話の提案者4者は、今回の利用に相応しいという印象であるが、今後参加してくる者の中には、内容に不安がある場合もあり得る。定期的に利用状況の報告を求めるような仕組みが必要ではないか。</p> <p>⑤ 使用料について、試行期間中に全庁的な使用料の改定を行うことも想定される。一般の利用に係る使用料の改定額との齟齬が生じないように留意すべき。</p> <p>⑥ 夜間は空調を稼働させない予定と聞いている。利用者が持ち込む場合や扇風機等を貸し出す場合に光熱費が発生することもあるので、その額も想定して使用料額で賄えるという積算しておくべき。</p> <p>⑦ 本日出された意見をもとに募集要領を一部修正し、市長の決裁を得たうえで、12月1日から利用者の募集を開始したい。</p>							
【議題 2】その他							
① 「利用者負担の適正化に関する方針」に基づき、今後の有料・無料の区分見直しについて提示したい。今日の会議では提示に留め、今後のPTで議論していく。							
備考							